高濃度PCB廃棄物の保管量について

高濃度PCB廃棄物の保管量について、令和5年12月末現在の状況を取りまとめましたので、お知らせします(詳細は別紙のとおり)。

- 1 安定器・汚染物等(処分期限:令和5年3月末)
 - (1) 保管量

・安定器等 246台 (令和5年9月末から285台の減)

汚染物等 0kg (令和5年9月末から109.6kgの減)

(2) 保管事業場数

31事業場 (令和5年9月末から17事業場の減)

- 2 トランス・コンデンサ等(処分期限:令和4年3月末)
 - (1) 保管量

トランス・コンデンサ等 5台(令和5年9月末から3台の減)

(2) 保管事業場数

5事業場

(令和5年9月末から3事業場の減)

- 3 対応状況
 - ・「安定器・汚染物等」の保管中の246台は、48台が処分業者と契約済で 搬出に向けて調整中、198台が処分業者と契約手続き中です。
 - 「トランス・コンデンサ等」の保管中の5台は、処分業者と契約手続き中です。

【参 考】

- ・PCB (ポリ塩化ビフェニル) は、主に電気機器用の絶縁油、工業用の熱媒体などに使用されていた。昭和43年にPCBを原因とする食中毒事件(カネミ油症事件)が発生し、昭和47年に製造が中止された。
- ・PCB廃棄物については、PCB特措法の規定により処分期限が定められており、PCB廃棄物の処分方法やPCBを含んでいるか否かの確認方法等については、県の各地方振興局や各中核市の産業廃棄物担当課で相談を受け付けている。

【PCB廃棄物の処分期限】

高濃度PCB	トランス・コンデンサ等	令和4年3月末
廃棄物	安定器・汚染物等	令和5年3月末
低濃度PCB	_	令和9年3月末
廃棄物		

- ・ 高濃度 P C B 廃棄物: 5,000mg/kg (0.5%) 超の P C B を含むもの
- ・低濃度PCB廃棄物: 0.5mg/kg 超 ~ 5,000mg/kg (0.5%) 以下のPCBを含むもの

別紙

高濃度 P C B 廃棄物の保管量について(令和5年12月末現在)

1 安定器・汚染物等の保管状況(処分期限:令和5年3月末)

〇 機器別保管状況(前回との比較)

区分	令和5年12月末	令和5年9月末	前回からの増減
安定器等(台)	2 4 6	5 3 1	△ 2 8 5 **1
汚染物等(kg)	0	109.6	△109.6 ^{*2}
事業場数	3 1	4 8	△17 ^{*3}

保管されている機器は、48台が処分業者と契約済であり搬出調整中。198台が 処分業者と契約手続中。

※1:405台が処分され、新たに120台の保管が判明。

※2:109.6kgが処分された。

※3:38事業場で処分が完了し、新たに21事業場での保管が判明。

〇 所管別保管状況

所管	安定器等 汚染物等 (kg)		事業場数	
福島県	1 3 3	0	2 5	
県北	4	0	4	
県中	9	0	3	
県南	2	0	2	
会津	8 6	0	9	
南会津	2 3	0	3	
相双	9	0	4	
福島市	9 0	0	4	
郡山市	2 3	0	2	
いわき市	0	0	0	
合計	2 4 6	0	3 1	

2 トランス・コンデンサ等の保管状況(処分期限:令和4年3月末)

〇 機器別保管状況(前回との比較)

区分	令和5年12月末	令和5年9月末	前回からの増減
機器(台)	5	8	△ 3 * 4
トランス	0	0	0
コンデンサ	5	8	△ 3
その他機器	0	0	0
事業場数	5	8	△ 3 * ⁵

保管されている機器5台は、いずれも処分業者と契約手続中。

※4:7台が処分され、新たに4台の保管が判明。

※5:7事業場で処分が完了し、新たに4事業場での保管が判明。

〇 所管別保管状況

	所管	機器(台)	トランス	コンデンサ	その他機器	事業場数
福	富島県	5	0	5	0	5
	県北	4	0	4	0	4
	県中	0	0	0	0	0
	県南	0	0	0	0	0
	会津	0	0	0	0	0
	南会津	0	0	0	0	0
	相双	1	0	1	0	1
福	I I島市	0	0	0	0	0
켐	八市	0	0	0	0	0
V	わき市	0	0	0	0	0
	合計	5	0	5	0	5